

年金を有利にもらおう

【?】役場住民福祉課年金係

——もし、障害者になったら…(国民年金の障害基礎年金)

国民年金に加入している間に、病気やケガをして障害者になったときは、障害基礎年金が受けられます。

また、20歳前の障害にも、20歳に達したときから障害基礎年金が受けられます。

★障害基礎年金を受ける条件

障害基礎年金は、次の三つの条件がそろえば受けられます。

1. 障害のもとになった病気やケガで医師にかかった日(「初診日」といいます)において、①国民年金の被保険者であるとき、②国民年金の被保険者であった人が日本国内に住所があり、60～65歳であるとき(老齢基礎年金の繰り上げ請求をしている人は該当しません)
2. 初診日から1年6か月を経過した日(その間に治った場合はその日、「障害認定日」といいます)の障害の程度が障害等級表のいずれかに該当するとき。

▼国民年金加入 ▼初診日 ▼障害認定日

	1年6か月目または治った日	障害基礎年金
--	---------------	--------

3. 初診日の前に国民年金の加入機関の2/3以上の保険料を納めるか、保険料の免除を受けた期間があることが必要です。

なお、昭和71年4月1日前に病気やケガで障害者になったときは初診日前の1年間に保険料の滞納がなければ、障害基礎年金が受けられます。

また、当分の間、初診日前の納付の条件は、初診月前の1月、4月、7月、10月(「基準月」といいます)の前月までの被保険者期間が対象となります。

▼国民年金加入 ▼基準日 ▼初診日

	1	2	3	4	5	6	7
	月	月	月	月	月	月	月

← 納付(免除)が加入期間の2/3以上 →

※昭和61年3月以前の厚生年金等の加入期間は、国民年金の保険料納付済期間として計算されます。

▼国民年金加入 ▼基準日 ▼初診日

	4	5	6	12	1	2	3	4	5	6	7
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

← 直近の1年間に滞納がない →

※直近の1年間には、厚生年金等の加入期間も含まれます。

★20歳前の障害による障害基礎年金

20歳になる前に初診日がある病気やケガで障害になった場合は20歳に達したとき(障害認定日が20歳以後の場合は、その障害認定日)に、障害の程度が1級または2級の状態であれば障害基礎年金が受けられます。

▼初診日 ▼障害認定日 ▼20歳

			障害基礎年金
--	--	--	--------

★事業重症による障害基礎年金

障害認定日に障害等級表で定める障害の程度になかった人が、その後65歳になるまでの間にその障害が悪化し、障害等級表に定める障害の状態になったときは、本人の請求により、障害基礎年金が受けられます。(20歳の場合も同様です)

※年金が受けられるのは、請求した日の翌月からです。

※老齢基礎年金の繰り上げ請求をしている人は、該当しません。

★受けられる年金額

- 1級 783,100円(2級の1.25倍)
- 2級 626,500円

障害基礎年金を受ける人に生計を維持されていた18歳未満の子または20歳未満で障害の程度が1級、2級の子がいるときは、次の額が加算されます。

- 2人目の子まで 1人につき 187,900円
- 3人目以降の子 1人につき 62,700円

★請求はお早目に、相談はお気軽に

とかく、障害者のかたは、遠慮がちになりやすいものです。お気軽に役場国民年金窓口まで相談ください。診断書、請求書は国民年金係にあります。

障害の内容によっては、1年6か月を経過しなくても請求できます。事後重症の場合、請求の翌月から障害基礎年金が受けられますので請求はお早めに。

★老齢基礎年金の繰り上げ請求は、要注意

老齢基礎年金の繰り上げ請求をすると、障害基礎年金が受けられない場合があります。

★年金加入手続きを忘れずに

障害基礎年金の納付の条件は、厚生年金等の期間も含まれます。厚生年金等をやめたら国民年金の加入手続きを忘れないでください。

★保険料は、納期までに納めましょう

障害基礎年金は直近の1年間の納付があれば受けられます。その時のために保険料は、納期までに必ず納付しましょう。

◎昭和63年度の国民年金保険料は、月額300円引き上げられ下記の表のとおりとなります。

期 間	定 額		定付額(付加金加入者)	
	保 険 料 (1ヵ月)	1年前納額	保険料+400円 (1ヵ月)	1年前納額
63年4月～64年3月	7,700円	90,170円	8,100円	94,850円

※1年全納は4月中に行ってください。

◎納入には口座振替を利用しましょう。

国民年金加入者の75%が口座振替を利用しています。自分で役場やもよりの金融機関へ持参して納めているかたが25%です。

保険料は62年度から毎月納入する方法に変わり、納めやすくなりましたが、1ヵ月でも納め忘れをされますと、なかなかの額となって、納めにくくなり、つい未納にしてしまう場合があります。

未納にされますと、万一のときや年金を受ける際に、他の人より不利になったり、もらえなくなったりすることもあります。

口座振替ですと、毎月ごとにきちんと納めることができ、納め忘れによる不利益が生じませんので、できるだけ口座振替の手続きをお願いします。

口座振替の手続きは、役場国民年金係または最寄りの金融機関で行ってください。

【次回は障害厚生年金についてです】

土地取引の前に、届出を。

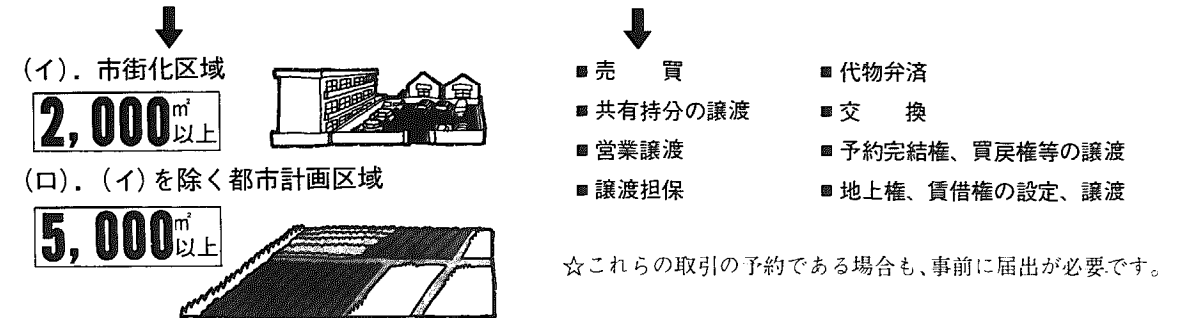
国土利用計画法による土地取引の届出制のご案内

1 国土利用計画法のねらい

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発などを未然に防ぐため、土地取引について届出制を設けています。一定面積以上の土地の取引をしようとするときは、この法律により、あらかじめ知事に届け出なければならないことになっています。

2 届出の必要な土地取引

一定面積以上の土地について 売買などの取引 をする場合は事前に届出が必要です。



☆これらの取引の予約である場合も、事前に届出が必要です。

3 届出から契約まで

契約をしようとするときは、取引の当事者(売買の場合であれば売主と買主)は、取引の予定価格や利用目的を書いた知事あての届出書を、契約を結ぶ6週間前までに役場企画開発課に届け出て下さい。

届出を受けた知事は、取引価格と利用目的について審査をし、不適正と認めるときは、取引の中止又は変更を勧告することがあります。それ以外の場合は、届出日から6週間以内に勧告をしない旨文書で通知します。

この通知を受け取れば契約ができることになります。

届出は契約の6週間前までにしましょう

4 届出をしないと

- ① 法律で罰せられます。
届け出をしないで土地取引をしたり、偽りの届け出をすると、6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ② 税法上の特典がうけられなくなることがあります。

※黒埼町における届出状況

昭和62年1月1日から12月31日までの国土利用計画法にもとづく届出状況は、件数で4件、その面積62,712㎡となっており、昨年と比べると件数は減っていますが、面積は増加しています。届出の対価は㎡当たり、最低4,638円(準工業地域)最高60,500円(第1種住地域)となっています。

【問い合わせ】 新潟県企画調整部土地利用対策課 指導係
TEL (285) 5511
黒埼町役場企画開発課 企画係
TEL (377) 3101

【?】役場税務課
縦覧は本年度に限り、4月8日(金)から27日(水)まで役場税務課で行います。

昭和63年度前期技能検定を実施します。▼受付期間 4月4日(月)～15日(月) ▼実施職種 造園 機械加工、電子機器組立、家具製作、印刷、左官、塗装など50職種 ▼試験日 実技 6月17日～9月12日、学科 8月28日、9月4日、11日、▼発表 10月7日
【?】新潟県職業能力開発協会(新潟市新光町15番地2) 新潟県新協ビル4階 ☎ 283 2211

